

住家被害認定基準及び地震保険における損害区分の現状

(1) 住家被害認定

住家被害認定は各種の被災者支援制度を適用するために市町村によって実施される。現在の認定基準と運用指針を表1に示す¹⁾。

被害の程度は損害割合によって区分される。その計算は床面積と金額のどちらでも行えるが、運用指針には傾斜判定等の便法も示されている。

被災者の申請がない限り、地震被害の調査は外部からの目視になることから、判定対象となる部位は屋根・外壁・基礎のみである(第1次調査)。一方、水害・風害では内部立入調査も行われる(第2次調査)。但し東日本大震災の津波被害については、航空写真や外部目視に基づく認定が行われた²⁾。

なお2011年東北地方太平洋沖地震の発生時点の運用指針では、半壊と大規模半壊の傾斜判定基準は区分されておらず「外壁の傾斜1/60以上1/20未満は損害割合15%として参入」という規定が半壊に相当していた。また潜り込み(建物が傾かずに沈下する現象)判定も設けられていなかった³⁾。

1) 認定基準は「昭和43年6月14日総審第115号」に始まる。「平成13年6月28日府政防第518号」によって現行の表現に改められたが、この時に実質的变化はない。むしろ大きな改定は新たな被害区分(大規模半壊)を導入した「平成16年4月1日府政防第361号」である。

2) 表1の参考文献2]

3) 表1の参考文献1-1]及び1-2]

表1 住家の被害認定に関する基準

被害の程度	認定基準	運用指針（木造・プレハブ）
一部損壊		半壊に至らない被害 （1/100未滿の傾きに対して傾斜判定は行わない）
半壊 （半焼） （床上浸水）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未滿のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未滿*のものとする。	【傾斜判定】外壁の傾斜/100以上1/60未滿 【潜り込み判定】基礎の天端下25cmまで
大規模半壊 （床上浸水概ね1m） ²⁾	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未滿のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未滿のものとする。	【傾斜判定】外壁の傾斜1/60以上1/20未滿 【潜り込み判定】床まで
全壊 （全焼・全流出）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	【外観判定】地盤被害によって基礎の一边が全部破壊 【傾斜判定】外壁の傾斜1/20以上 【潜り込み判定】床上1mまで 【部位判定】基礎の損傷率75%以上
<p>〈備考〉部位別構成比（木造・プレハブ） 第1次調査：屋根10%、基礎：10%、壁（外壁）80% 第2次調査：屋根10%、基礎：10%、柱（又は耐力壁）20%、床（階段を含む）10%、外壁10%、内壁15%、天井5%、建具10%、設備10%</p>		

次の文献より作成：

1-1] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府，2009.6.

1-2] 「同参考資料（損傷程度の例示）」内閣府，2010.3.

*1-1]のp.1に示された認定基準は半壊の損壊割合をこのように述べているが、「20%以上40%未滿」の誤植と思われる（引用者注）

2] 「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」（平成23年3月31日策定、平成23年4月12日改定），内閣府，2011.4.12.




3] 「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法」，内閣府，2011.5.2.

(2) 地震保険における損害区分

地震保険の損害区分は「全損」「半損」「一部損」の3種類である。住家被害認定の分類と名称は少し異なるが、基本的には建物の被害程度の分け方は同一と考えて差し支えない。

しかし当該保険会社による判定を受けないと保険金は支払われない。現在の保険金支払額は、契約金額に対して全損は100%、半損は50%、一部損は5%である。1996年から建物の加入限度額は5,000万円に引き上げられた。

なお地震保険制度は、1964年新潟地震をきっかけとして、1966年に「地震保険に関する法律」が制定されたことに始まる。当初の補償対象は全損のみであったが、1980年に半損、1991年には一部損が補償対象に含まれるようになった。

支払われる保険金			
建物・家財に「全損」、「半損」、「一部損」の損害が生じたときに保険金が支払われます。			
	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財の時価の80%以上	契約金額の100% (時価が限度)
半損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の20%～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%～70%未満	家財の損害額が 家財の時価の30%～80%未満	契約金額の50% (時価の50%が限度)
一部損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の3%～20%未満 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財の時価の10%～30%未満	契約金額の5% (時価の5%が限度)

※1 時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。
 ※2 損害の状況については、損害保険会社の専門の調査員がお伺いし、判定します。
 ※3 1回の地震による保険金の総支払限度額は5兆5,000億円(2010年1月現在)です。万一、この額を超える損害が発生したときは保険金が減額されることがあります。この金額は、関東大震災級の地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。

出典：「2010年度版地震への備え大丈夫？」 日本損害保険協会

図1 地震保険の損害区分

表1に示したように、住家被害認定の半壊区分は2004年に大規模半壊と半壊に細分化されたが、この時点まで、損害保険の認定区分と住家被害認定とは整合性が保たれていた。しかし2009年の運用指針で傾斜判定が導入されたり、今回の東北地方太平洋沖地震を契機として潜り込み判定が導入されたりしたことから、両者の食い違いが目立ち始めていた。

そのため日本損害保険協会は、地震保険の損害判定に傾斜や沈下に基づく判定を取り入れ、2011年6月24日に表2に示す追加基準を発表した。傾斜判定については、角度の単位が度（degree）なので既往の諸基準との関係が一見分かりづらいが、従来どおりに半損と一部損をそれぞれ半壊と一部損壊に対応させつつ、大規模半壊は全損に含めたと見なすことができる¹⁾。

一方、沈下判定と潜り込み判定の直接的な関係は見出しがたい。但し潜り込み判定が概ね1階床面の高さを基準にしているのに対し²⁾、損害保険の沈下判定は沈下量30cmを基準にしているという違いがある。なお平成12年の告示によって基礎の立上り（基礎天端までの高さ）の最低値が30cmと示されている³⁾。

表2 液状化特有の損害に着目した損害認定方法を基準に追加

	認定区分	被害の状況		支払保険金
		傾斜	沈下	
建 物	一部損	0.2° を超え、 0.5° 以下の場合	10cm を超え、 15cm 以下の場合	建物の地震保険金額の5% (ただし、時価の5%が限度)
	半 損	0.5° を超え、 1° 以下の場合	15cm を超え、 30cm 以下の場合	建物の地震保険金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	全 損	1° を 超える場合	30cm を 超える場合	建物の地震保険金額の全額 (ただし、時価が限度)

※傾斜・最大沈下量のいずれか高いほうの認定区分を採用します。

適用開始日は、2011年3月11日です。

出典：地震保険における地盤の液状化による建物損害の調査方法について、日本損害保険協会—SONPO | お知らせ—ニュースリリース (<http://www.sonpo.or.jp/news/release/>)、日本損害保険協会、2011.6.24.

- 1) 「1° = 1/57.3 ≒ 1/60」、「0.5° = 1/114.6 ≒ 1/100」、「0.2° = 1/286.6 ≒ 1/300 ≒ 3/1000」。なお「一部損」の下限値0.2° は「住宅紛争処理の技術的参考基準」のレベル1の傾斜を採用したものと考えられる。
- 2) 建築基準法施行令第22条（居室の床の高さ及び防湿方法）
- 3) 平成12年建設省告示第1347号（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件）第1。